

第4回

ちようふ  
福祉実践フォーラム  
報告書

多様な人たちが  
生きていける社会とは

～新型コロナウイルスがもたらしたもの～

社会福祉法人 調布市社会福祉協議会  
調布市福祉人材育成センター

## 目次

・「第4回ちようふ福祉実践フォーラム」報告書作成にあたって	1
【基調講演】	
・「多様な人たちが生きていける社会とは～コロナがもたらした社会問題を手がかりに～」	2
平野方紹(立教大学コミュニティ福祉学部)	
【第一分科会「暮らしを支える地域活動」	
・「地域における学生服リユース Shop さくらや調布店の実践」	11
平野 玲奈(さくらや調布店)	12
・「生活支援体制整備事業における地域の支えあいに関する実践」	15
北島 正也(調布社会福祉協議会)	
【第二分科会「地域での人とのつながり」	
・「不動産業における福祉に関する実践」	17
齊藤 仁志(東京都宅地建物取引業協会 調布狛江支部相談役)	18
・「保護司における対象者面談に関する実践」	20
矢辺 良子(保護司)	
【まとめ】結城 俊哉(立教大学コミュニティ福祉学部)	22
【巻末資料】	
・第4回ちようふ福祉実践フォーラム実施概要	25
・第4回ちようふ福祉実践フォーラム企画会議メンバー	27

※敬称略

## 第4回ちょうふ福祉実践フォーラム 多様な人たちが生きていける社会とは～新型コロナウイルスがもたらしたもの～ 報告書作成にあたって

この報告書は、令和3年2月14日（日）に実施された「第4回ちょうふ福祉実践フォーラム」を振り返り、このイベントを発展的に継続するためにまとめたものです。

前回のフォーラムから1年が経過し、社会がこのように様変わりするとはだれも予想していませんでした。新型コロナウイルスによって、外出や会食などこれまで当たり前でできていたことが制限され、社会福祉の活動も見直しを余儀なくされました。一方、変わりゆく社会の中で、変わらない価値観というものも見えてきました。それは、「人と人とのつながりを大事にする」「地域で人とつながっていく」「困っている人に寄り添う」など、社会福祉がこれまでずっと大事にしてきた価値観です。

地域にはそういった価値観を大事にしながら、様々な努力や工夫をこらしながら活動を継続してきた人たちがいます。今回のフォーラムではそういった人たちにスポットを当て、分科会で報告していただきました。4名の報告者のうち、福祉職は一人で、あとの3名の方は福祉職ではないけれども福祉的な価値観で実践をされている方です。このことは、福祉が福祉職だけではなく、様々な担い手によって支えられていることを意味します。また、社会福祉の制度の枠だけでは、人々の複雑な生活問題の解決は難しいということも意味しています。

基調講演では、コロナ禍における「特別定額給付金」をめぐる話題になったベーシックインカムについて、立教大学コミュニティ福祉学部の平野方紹先生にご講義していただきました。ベーシックインカムはスティグマを伴わない、平等で公平な社会保障制度のあり方として注目を集めてきました。平野先生には社会福祉への影響、特に障害福祉サービスや制度に焦点を当てて、お話していただきました。

そこには、平等・公平といった思想とは異なる思惑が働いている場合があること、大切なことは「安心して尊厳をもって生活できること」などのお話がありました。また、ベーシックインカムの議論を通じて、障がいのある方が働く意味を捉え直したり、望ましい障がい福祉サービスのあり方について改めて考えるきっかけとなりました。

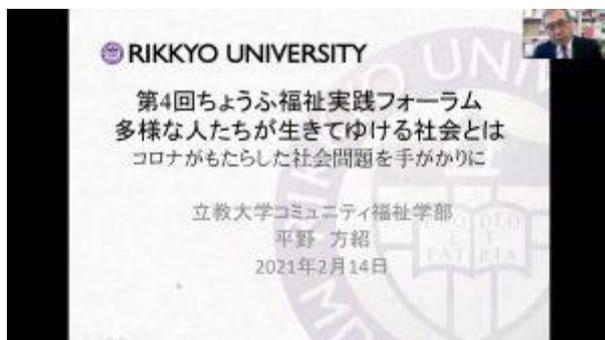
「自助」「共助」が強調され、「公助」に位置する生活保護が国民の権利として浸透していない中で、ベーシックインカムは社会保障のあり方として魅力的に思えますが、「多様な人たちが生きていける社会」を実現する手段として、適切なのかという視点で考えることが重要です。新型コロナウイルス収束の見通しが持てない中で、社会的に弱い立場の人たちがより深刻な影響を受けると思われますが、こういう時だからこそ、人とのつながり、地域とのつながりをつくり、弱い立場の人たちが孤立しないよう、社会的連帯を築いていくことが福祉職の責務です。本フォーラムに参加してくださった皆様とともに、厳しい状況下であっても、多様な人たちが生きていける社会をつくっていただけることを願っております。

第4回ちょうふ福祉実践フォーラム企画会議メンバー一同

## 基調講演

「多様な人たちが生きていける社会とは～  
コロナがもたらした社会問題を手がかりに  
～」

平野 方紹氏  
(立教大学教授)



### はじめに

コロナで生活の先行きが見通せない中で、どうすれば先行きが見通せるのか、安心した生活ができるのかそこを考えてみたいというお話がありましたので、ベーシックインカムについてお話ししていきたいと思います。

今日は障害領域の方がたくさんいらっしゃるということなので、他に高齢者や子どもの分野などいろんな方がいらっしゃると思いますが、わかりやすくするという意味で障害者の分野を中心に お話をしていきたいと思っています。

### 新型コロナウイルス感染症によって

去年の今頃は、新型コロナウイルス感染症がここまで深刻になるとは正直思っていないで

した。街中の人がいっぱい少なくなり、特に深刻なのは、以前は外出していた障害者がほとんど外出できなくなってしまったことです。自粛生活となり、社会生活も制限される。そして、生活も人生も萎縮してしまった、そういう声がたくさん聞こえます。人と話すことがなくなり、明日が見えない。世界が小さくなってしまった。こういうことを実感している方がたくさんいらっしゃると思います。

### 障害者施設への影響

障害関係の施設では、通所利用が減りました。経済活動が小さくなり、働いているところが閉所になってしまったり、それから就労継続支援A型（以下、継続A）や就労継続支援B型（以下、継続B）の施設では注文自体が減少しています。これまでもあった不安がますます深刻になっています。そして、障害者本人だけではなくご家族も本当に大変な状況です。こういう中で安定した生活、希望が持てる生活が欲しいという声が広がっていますし、皆さんもそのように実感されていると思います。

### 特別定額給付金

そんな中、昨年、特別定額給付金が一人10万円支給されました。住民票に載っている人に対し、所得の多い少ないに関わらず、申請すれば審査なしで10万円が現金で振り込まれる、そして使い道は問わない、といったものでした。

これは一回限りでしたが、こういう形でダイレクトにお金が支給されることは今まで考えられませんでした。

生活保護や年金ではいろいろ手続きがありますが、こういう形の無条件でもらえる所得補償というのがあれば、安心して暮らせるんじゃない

いか、いろいろチャレンジできるんじゃないかということで関心をもった方が増えてきました。

特別定額給付金は、制度上、災害見舞金になります。所得補償ではなく、本人の責任ではないものに対して支給されるということです。見舞金になります。大震災の時に、東日本地域、阪神淡路地域に配った見舞金と同じものです。今回は日本中の人たちがコロナの感染の影響を受けています。ちなみに補償とか補填になってくるともっと手続きが大変になってきます。

### ベーシックインカムとは

では、こういうものをどう考えるかですが、ここで「ベーシックインカム」が出てきます。20世紀初め頃から社会保障のあり方として議論されてきた考え方ですが、「ベーシック」は基本、「インカム」は収入、基本的な所得を全ての人に保障しましょうということです。

ポイントがいくつかあります。一つは個人が単位。世帯ではなく個人に対し、所得の有無に関わらず、無条件で給付される。そしてそのお金はどう使ってもいい。金銭給付、無審査、無制限、そして社会の全員に給付される。そういった意味では普遍的で平等で公平です。みんながもらっていますので、生活保護のように、貧しいからもらっているという偏見がありません。

そして生活保障という意味では、人並みの生活ということになります。つまり健康で文化的な最低限度を保障するという生活保護とは違いますから、ちょっと難しい言葉ですが捕捉性がありません。

例えば生活保護の場合には最低生活費が10万円で5万円稼いだとすると生活保護は10万円から5万円引いて5万円になります。しかし、ベーシックインカムは仮に15万円ベーシ

ックインカムをもらったとし、5万円稼いでも、削られず5万円上乘せされます。どんな形であっても基本的に保証される、これが生活保護との違いになってきます。

日本で言えば一億二千万人、一人一人に一定の金額が保証されるということです。転職や離職がしやすくなってきます。一定の水準が保証されるため、働き方が変わるわけです。

それから多くの学者、研究者が指摘しているのが、全員に生活保護よりも高い水準が保証されるわけですから、生活保護がいらなくなるということです。年金も今のような形ではいらなくなる。失業しても生活がちゃんと保証されるわけですから雇用保険もいらなくなる。社会全体から見ればこういう社会保障の仕組みが軽くなっていくということになります。

### ベーシックインカムと家事労働

そしてもう一つ、特にこれは女性に大きく影響すると思いますが、家事労働の問題です。家庭で家事をしたり子どもを育てたり、介護をするような労働を経済学的には shadow work（影の労働）とか、unpaid work（支払われない労働）と言いますが、今までこういう仕事は経済的に評価されませんでした。ベーシックインカムを導入すると、今度は家庭の主婦だとしても一定の金額が保証されます。

それから介護休暇や育児休暇にもお金が保証されます。夫が仕事をしていると妻は扶養家族で夫に扶養手当がついていました。そういった意味では夫に隷属しているわけです。そうではなく今度は家事労働をしている妻に対してお金を出すというものですから、隷属する必要がない。つまり扶養家族という考え方がなくなるわけです。これは特に大きい影響を与えます。ひとり親世帯、こういった経済的に不安定なところでも確実に一定の収入が得られます。

## ベーシックインカムと少子化問題

それから極端な話をすれば、仮にひと月15万円がベーシックインカムだとすれば、自分が15万円、子どもが15万円、子どもがもう一人いれば15万円、単純に考えれば45万円になるわけです。どんな人でもどんな状況であったとしても一定の収入があります。

国民全員にお金保証されるので、今のような教育の格差のようなものがなくなります。そしてもう一つは少子化対策が挙げられると思います。そして経済が活性化するという論者がいます。

## ベーシックインカムと経済の活性化

あともう一つ経済学者が指摘するのはローンが組めるということです。つまり、住宅ローンや車を買う時のローンというのは一定の収入があるということが前提です。収入がないとなると、ローンが組めません。しかし仮に夫婦でベーシックインカムを30万円もらい、月に6万円住宅ローンを返す。30万円から6万円返せますよね。年間返済額は72万ですから20年間ローン組めばこれで1,400万ちょっとになります。こういった形でローンを組めることによって、いろんな物が買えることになり、消費が拡大します。

ここだけ見るとすごくよく見えますが、こうすることによって小さな政府が実現するという発想になります。さっきお話した生活保護や年金がなくなり、「小さな政府」が実現します。

## ベーシックインカムの起源

実は「ベーシックインカム」自体は大昔からありました。例えば古代ギリシャ、アテネとかスパルタや古代ローマ。ギリシャやローマの市民たちは働かなくても生活が保障されていました。それから日本の貴族社会もそうです。平安

時代は特権階級の人たちは何も仕事しなくても貴族というだけで生活が保障されていました。ただし、これはものすごい数の奴隷から絞りとって、一部の人たちが享受していたという部分的なベーシックインカムでした。

## ベーシックインカムはなぜ実現しないのか

ベーシックインカムはバラ色に感じられます。すごく良い制度のはずなのになぜ実現しないのか。そこには当然、財源の問題があります。それ以外にもなぜ実現しないのか。実はベーシックインカムというのはそうそう簡単ではありません。例えば「ベーシック」と言いますが、何が基本なのか。それは標準的な生活費なのか、税金をかける、かけないの課税水準なのか。

それから「インカム」、収入ですが、それを何にするのかという議論もあります。例えばニードも違います。同じ一人の人間を見たとしても、障害があることによって生活費+介護の費用がかかるとする。そうすると月25万円必要という人もいるし、10万円ぐらいで十分やっつけていけるという人もいる。こういうふうにと考えると、ニードによって価格が違ってくる。水準で考えると、東京の生活水準と田舎の生活水準は違う。では、何をもって「インカム」にするのか。

それから導入の意図が違います。障害があったり高齢者だったり、ひとり親や生活困窮者などの人たちが安心して、偏見がなく生活できるようにする。そういう意図があると思います。しかし、これによって小さい政府、つまり今の行政の関わりを小さくし、社会的なコストを小さくすればよいという発想を持っている人がたくさんいます。福祉を小さくしよう、会社が払う賃金を小さくしよう、こういう考え方を持っている人がいっぱいいます。思惑によって、制

度のあり方が変わってくるということなのです。

### ベーシックインカムの給付水準

ベーシックインカムの給付水準のイメージは、生活保護より上になり、一般的な初任給よりも下になります。なぜかと言うと初任給を上回ってしまうと誰も働かなくなると思われるからです。そうすると生活保護と初任給の間にすれば月15万円くらい。すると年間180万円となります。年収で180万円ぐらい稼ぐと税金がかかります。扶養からも外れます。この辺が一般的な水準と考えられます。

国民一人に180万円、人口が1億2千万いるとどれくらい必要かと言うと、単純計算で216兆円かかります。日本の政府予算が大体110兆円ぐらいで、社会保障費は36兆円ぐらいです。国家予算で言えば2年分ぐらいを1年間で使うという形になります。研究者の多くはこれで社会保障給付費が0になり、政府の社会保障関係費もいらなくなる。いろんな行政経費がなくなるから捻出できると考えています。

### 障害がある方の給付水準のイメージ

障害がある方は、2級で障害基礎年金月額6万3千円、1級で9万円位です。これが15万円くらいに上がってくるという形です。一方、仮に月25万で暮らしている人がいれば、このベーシックインカムによって15万円分を保証して残り10万円の部分で、賃金という形で上乗せされる。ですから年金も同じような形になると思います。よく言われるベーシックインカムが15万あって、これに25万、これに基礎年金63000円が上乗せされるということは現実として考えられないと思います。どうしてかと言うと、日本全体で1年間で使うお金が500兆円と言われています。この500兆円が一気に700兆円になるというのは現実的に考えられない。

経済の規模が急に1.5倍になるということは難しいと思われま

### ベーシックインカムで生活はどうなるのか

では、いったいベーシックインカムでどうなるかということですが、まず生活保護はなくなります。つまり生活保護よりは高い水準のものがもらえるわけです。公的年金もなくなります。つまり全員に年金がつく。年金制度はおそらく残ります。生命保険会社で上乗せで自分で加入してやりますよね。

それから雇用保険も基本手当がなくなる。多分残るのは職業訓練だけになると思います。労災も同じです。基本的な生活が保障されるわけですから、残るのは職業訓練とか上乗せの部分です。そういう意味で社会保障のかなりの部分がなくなったり、縮小します。

給与もだいぶ変わります。会社から給料は15万円の上乗せの部分で15万円を超える部分。本当は25万もらえるので、今まで15万円会社から出たのがその差額の10万円だけを支給されるという形です。これに合わせて扶養手当はなくなります。妻に対しても15万円出るわけですから扶養する必要がありません。住宅手当は廃止になります。それから税金で基礎控除があります。家族がそれぞれお金をもらい、障害者ももらいますから、当然税金の控除が全部なくなり、全体的に税金が上がることになります。

就学援助などの生活困窮者の支援制度は基本的に廃止または縮小です。児童扶養手当や児童手当は全員に保証されるわけですから、社会手当のほとんどはなくなるわけです。

### 障害福祉はベーシックインカムでどうなるか

では、障害福祉はどうなるのかというと、これも大きく変わります。基本的に障害福祉と介護保険は統合することになると思います。当然

のことがら障害は社会の責任です。社会の責任で障害があるんだから、それをペイするのは税金ということですね。国民みんな15万円保証されるとすれば障害だってことはハンディではないんだ。だとすれば助け合いだ、共助なんだから、当然介護保険と同じように一定の保険料でやってくれということになります。そして、障害者の場合所得が少なく厳しいから応能負担だったんですけども、全員に最低保証しているんだから最低保障分は負担してもらうという意味では、応益負担です。

今の自立支援医療とか重度医療は基本的になくなります。なぜかと言えば、今までの重度医療は障害者の場合は働くことが難しい、一方で医療は必要だというものでしたが、全員に所得が保証されるのであれば、基本的にはちゃんと負担してください、ただし大変でしょうから、高額療養費8万円ぐらい、低所得者は3万円ぐらいまでは負担してくださいという形になります。

それからJRやバスの運賃割引など経済的支援は基本的に縮小・廃止です。なぜかという、前提には障害があることによって生活が困難で経済的支援が必要だということがあるからです。ちょっと極端な話をすると障害者手帳制度はいらなくなります。今まで、障害者手帳というのはいろんな制度を使う時に必要でしたが、そういう割引が必要ないということになれば、パスポートみたいなものは必要なくなります。極端なことと言えば、サービスを受ける時の障害支援区分、あとはマイナンバーカードがあって自分の証明ができれば十分という社会になります。こうすることによって社会のいろんな複雑な手続きとか手間がなくなる。社会がシンプルになる。コストがかからなくなります。ですから、障害者福祉の行政は大きく変わります。

障害者の部分で行政の仕事はおそらく要支援認定と虐待対応はやりませうけども、それ以外は全部やってくださいということになると思います。継続Aとか継続Bは工賃という発想がなくなると思います。なぜかと言うと継続A継続Bには公的なお金が投入されて、報酬が支払われています。ベーシックインカムも同じ公的なお金です。公的なお金を投入して工賃をもらう必要はない。ですから、継続A、継続Bを利用するのであれば、利用料払ってくださいという形になります。

グループホームには家賃補助や生活費が少ない場合、生活費補足給付がありますが、それも全部廃止になります。基本的にはそういったものは全部15万円から出るからです。

それから障害者雇用制度、これは一定数を雇用しなさい、雇用しない場合は雇用納付金を払いなさいという制度ですが、ベーシックインカムになれば、斡旋と訓練だけになります。なぜかと言えば、ベーシックインカムの中では働くことは自己決定です。生活できるだけのお金は保証するというのですから、その15万円以上の収入が欲しいかどうかというのは自己決定。つまり今の障害者雇用制度は障害者も働かなきゃいけない、生活しなきゃいけない、だから雇用という形で義務付けていますが、これが崩れます。あくまでも働くのは本人の自己決定、自己判断だから、それを義務づけるということは難しい。

### 究極の「自己責任＝自助」社会

だから実はベーシックインカムというのは究極の自己責任、自助社会です。つまり基本的な生活は保障します、何があってもちゃんと暮らしていけるという水準を出しますが、あとは自分で手続きをしなさい、自分で判断しなさい、実はこういう社会なんです。単純に経済的に保証されるということだけではなく社会のあり方

が変わっていきます。こう考えていくと、どうもこれはお金だけの問題ではないのではないかと、もっと違う問題があるということが見えてきます。

### なぜ働くのか

働くことへのインセンティブ、なぜ働くのかということをしつかり考えないと社会が窒息してしまいます。一人一人のお金が保証されるから生活保護などのセーフティネットがなくなるというのは大丈夫かなと思うわけですが、結論から言えば、ベーシックインカムがあったとしても貧困はなくなりません。わかりやすい例でいえば、一人で暮らしをしている障害者がいて15万円もらいます。新しく事業をしたいということで銀行からお仮に月8万円返すという前提でお金を借りたとします。銀行からすれば15万円のベーシックインカムがあるんだからお金を貸しても取りっぱぐれない。ところが実際に事業を始めたら、コロナの影響で事業がうまくいかなくなりました。でも銀行の方は8万円の返済を要求してきます。15万円から8万円差し引いたら7万円になり、生活も難しいですよ。でも生活保護がないんです。行政から見ればちゃんと15万円払っているんだからちゃんと暮らせるはずでしょ、8万円の借金を作ったのは自己責任でしょ、こういう社会になります。

### ベーシックインカムの問題

そして、そもそも制度を利用できない人がいます。無国籍、ホームレス、外国人それからDVや虐待を受けている人たちは特別定額給付金の時も問題になりました。

いちばん懸念されるのは虐待が隠蔽されるということです。例えば児童虐待の場合、父親が虐待していて、児童相談所が児童養護施設で保護した場合、虐待した親に子どもの分を出すと

いうことは社会通念上許されません。ただ、親から見るとそれまでもらっていた15万円が0になるので、15万円が欲しいということで虐待があったとしても手放さない、あるいは虐待していても、障害者とか高齢者を手放さない。つまり虐待が表に出てこなくなる。

お金の概念だけでなく、いろんな問題を考えていかないといけない。原点にかえて考えると、大切なことは、安心して生活できることですので、ここがちゃんと保証されるべきです。

### ベーシックインカムと孤立型モデル

社会全体に見守られている、差別や偏見を受けずに尊厳をもちながら、そして自分がここで生きていてよかったと語りながら生きていけることがカギになります。そう考えると実はベーシックインカムは孤立型モデルであると言えます。極端な話をすれば、一人で家にいても毎月15万円のお金が入ってくるんですから、それで暮らせます。ひきこもりというわけではありませんが、ベーシックインカムにはそういう要素もある。つまり一人一人に給付しますから、一人一人が自分だけの暮らしを維持できればそれでいい。確かに経済的に保証があるかもしれませんが、社会的なつながりの問題が出てくる。そう考えると単なるベーシックインカムではなく、連帯型、人々と繋がるというモデルを考えていくことが鍵になる。

### ハンナ・アーレントの「働くこと」の定義

ここで、働くということについて、もう一度考えていきたいと思います。ドイツの哲学者、ハンナ・アーレントはユダヤ人でナチスドイツの勃興期にアメリカに亡命し活躍しました。彼女が働くことを三つに分類しています。

ひとつは「労働」です。これはまさに私たちが体や心を使って生活のために汗水たらして稼ぐというのが、まさにこの「labor」。場合に

よってはお金のためには人間性を損なうこともあります。奴隷労働あるいはブラック企業もそうです。生活のために苦勞してやるという性質のものです。

もうひとつは「work」、「仕事」です。これはいろんなものを作っていくことを「work」と言います。つまり働きがいかやりがいがかまさにこの世界です。そしてものを作って社会に貢献する、この部分の仕事です。

そして三つ目に「action」、「活動」と言います。これは生産性とか物を作るということではなく、世の中や社会に対してもっと関わっている部分です。例えばボランティア活動。これは体を動かしていますが、別にものを生みだしたりとか価値を生みだしたりという意味ではなく、社会のためです。今スポーツ選手の活動は物を作るわけではありませんが、その活動がいろんな人を励ましたり、奮い立たせたり、元気にしたりしています。人間の体を使ってやっていることですが、いろんな意味を持っています。

残念ながら今の仕事というのは、この「労働」、汗水たらして生活のために稼ぐんだって部分とやりがいを求めている部分です。残念ながら私たちは「労働」や「仕事」というところでやっている。

### 障害者が働くことを「活動」に高める

今の授産活動や継続Aの仕事はこの二つのところで考えています。このことは障害者にとってはすごく辛いわけです。生活の中で働くことで終わってしまっているのか。そう考えると違う見方ができないのか。障害者が働くということを、どれだけ物を作ったか、どれだけお金を稼いだかではなくて、活動を高めていくという視点で考える必要があります。つまり社会的意義、どれだけ社会に発信したのか、この社会が豊かになるというためどういう意味を持ってい

るのか、こういうことをしっかり位置づけてほしいと思います。

### 障害者と社会的連帯

それから、障害者は社会から何かしてもらおうというのではなく、社会を何とかするために社会にいろんなことを発信していく、そういう役割を持っているということがすごく大きいと思います。そして、そのカギになるのが人と人は繋がっているということだと思います。ここを読み解いていくと答えが出てくる。レオン・ブルジョアという第一次大戦の前後に活躍したフランスの弁護士は「連帯経済」を提唱しました。彼は国際連盟を作る際、帝国主義という自国優先的な思想が主流の時代に、世界を何とかしようと考えました。彼はこう言っています。事実として我々は意識しようがしまいが、誰かというから自分がいる。単純に自分の親がいるから今の自分がいる。育ててくれる人がいたから自分がいる。その親にもまた誰かがいる。つまり人間って人々の連帯が前提になって今ここにきている。誰かが誰かを助けている。

そして次に社会的責務です。今、私が話している知識や技術、こういったものは全て過去の蓄積でしている学問研究です。それから私が今身につけているものの中で、私が作ったものは一つもありません。みんな誰かが作ってくれたものです。作った人は誰かが使ってくれる前提で作っています。分かりやすく言えば農家の人たちが自分の食べるものしか作らなかつたら我々は食べることはできません。もちろん生活のために作っているのかもしれませんが、誰かが食べてくれるということで私たちは生きています。そういった意味で、過去の人たちの蓄積や同じの社会の中の誰かとのつながりの中で生きています。私たちは生まれながらにして社会に対して責任を持っている。社会のつながりや連帯をしっかりと維持することを義務として持って

いる。このことを抜きにして、自分だけがよければ、自分の分だけで良ければと思った瞬間から社会は崩壊してしまいます。

私たちはこの社会的責務を果たすために、それを実現する義務がある。例えばわかりやすい例が子どもです。子どもは物を生産するわけではなく、消費するだけです。では、この子どもたちは何にも物を作らないから無視してよいのでしょうか。この子ども達がいることによっていろんな子ども服を作ったりするし、子ども達が笑顔で元気なことによって、社会の発展、未来も作られていく。ただ物を作っているかどうかではなくて、こういう流れの中で考えることが必要です。そう考えると、障害者がいることによっていろんな人がつながっていく。それによっていろんな人が関わりをもっている。こういう繋がりを作っていく。そうすると福祉の仕事ってまさに義務としての連帯。連帯の輪の外にいる人たちをこの社会のつながりの中に繋いでいく。そういうのが福祉の仕事です。そうなれば障害を持った人たちが元気になっていろんなことを発信していく。こうすることが社会全体の繋がりを持っていく。

#### ベーシックインカムはすぐに実現できるのか

私はベーシックインカムを今すぐ実現するのはかなり難しいと思いますが、ただやれる部分はあると思います。例えば年金の改革です。今の国民年金をもらっても障害基礎年金の1級2級をもらっても生活保護の水準にはなりません。しかし生活保護を上回る給付水準を実現する必要があると思います。スウェーデンやイギリス、ドイツもそうですが、年金をもらっていたら生活保護にならないという水準を給付しています。ただ、生活保護制度を変える必要があると思います。例えばドイツでは就労保護がある。つまり失業したり、働けない場合でも自分が働こうという場合には、一定の所持金や貯

金、車などの資産を認めます。その代わり生活費がちょっと低い。こういう就労保護を認めています。

こうすることによって個人の自由を認め、保護費は少ないかもしれませんが、働くモチベーションを高めています。

それから生活困窮者支援です。日本の生活困窮者支援は訓練などしかありませんが、オランダや北欧諸国では社会訓練手当や必要な生活費を保証しています。フランスでは社会手当や専業主婦には家族手当、子育てに対してはケア手当を出しています。子どもを育てることはちゃんとした労働だからと手当を出している。これらはいずれも海外ではすでに実現しており、日本でも実施できないのか考えていく必要があります。

#### 障害福祉サービスの報酬改定

そして私は継続A、継続Bも変えていく必要があると思います。なぜなら両者とも経済活動がベースだからです。ハンナ・アーレントの「労働」、「仕事」、「活動」で言えば仕事のところですか。つまり物をどれだけ作ったのか、どれだけ稼げるかというところを見ている。

私は一般就労を目指すのであれば職業訓練サービスや保護雇用をする必要があると思います。自分が発信するんだという地域発信型サービスとしていて位置づけたらいいと思います。授産工賃ではなくて、社会活動手当としてどれだけ社会に貢献したのかを指標にしてやるべきだと思います。これは決して夢ではありません。

実は今回の報酬改定でこういうのがありました。今まで継続Aは何時間働いたのかベースになっていましたが、今度はスコア形式になる。労働時間だけじゃなくて地域の連携など、こういう要素も含めてその報酬を変えましょ

う、単純にお金を稼げればいいのではなく、地域に発信した方ほどその報酬が高いというように変えようとしています。

継続 B に関しても、これまでは授産工賃が高ければ報酬が高かったのですが、授産工賃だけではなくて、地域にどれだけ関わったのか、あるいは障害を持つ人がピアサポートとして同じ仲間に働きかけているのか、こういう質の面で頑張ったら、それに対して報酬をつけましようというように少しずつ変わってきました。

### プロフェッショナルとは

確かに今の厳しい状況の中では、10万円の手当に代表されるように即効性のある改革が眩しく映りますし、これがあつたらいいなと思う気持ちはわかります。ただ今のベーシックインカム議論でわかるとおり、全員が同じ思いではなく、公的なものを全部なくして民間に移譲し、小さい政府にし、福祉も小さくする、そういった考えの人たちもいます。ですので、先まで見通して考えることが大事です。今日のお話を聞いているみなさんは支援のプロの方が多いですから、何がプロフェッショナルかということ、先を見通せるということだと思えます。この先どうなるかということを見通せるから信頼されますよね。利用者のみなさんから見れば、ちゃんと先を見通してくれるからプロとして信用される。そういうプロフェッショナルとしての仕事を頑張ってほしいと思います。ちょっと大きいテーマでお話ししましたが、これから分化合も含めて、いろいろ考える一つのヒントにしてもらいたいということで私からの話を終わらせたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

# 第一分科会

## 「暮らしを支える地域活動」



ファシリテーター

小幡真也（フロリール調布）

報告者

平野玲奈（さくらや調布店）

北島正也（調布市社会福祉協議会）

## 地域における学生服リユース Shop さくらや調布店の実践

平野 玲奈（さくらや調布店）

### I. はじめに

不要になった学生服、子どもの思い出のつまった学生服を捨てることができないお母さんやなんとか家計を抑えたいお母さんたちのために、愛着のある学生服をバトンタッチする。どちらもうれしい気持ちになれる幸せのサイクルをお手伝いするのが、私たち「さくらや」です。

「さくらや」のお店は、高松市に住む3人の子どもを抱えて働くシングルマザーの馬場さんが、子ども達が小さい頃に学生服が高く、子ども達の成長を素直に喜んであげられない、近所におさがりをもらう友人もいないという、自分の困った経験から立ち上げたお店です。さくらやはお譲りいただいた学生服を地域の中で再生させています。ネーム刺繍取りは和裁の得意なおばあちゃんにお願いし、洗濯は障がい者施設に委託、子育て中のママに働く場所を提供しています。売る人、買う人はもちろん、働く人も幸せになれる場所でありたいと考えています。そのような活動に賛同したお母さんのお店が、今では全国50店舗以上に増えています。

### II. 動機、きっかけ

私は、両親の離婚でとても苦労したこと、自身の子育て時代にプレーパークで地域の方々に助けられながら楽しく過ごしたことで改めて地域のつながりが大切だと感じたことから、一軒家で子ども達を預かり、夕ご飯を提供する学童保育のような居場所作りをしたと考えました。ですが、大切なお子さんを保護者に安心して預けてもらうには、緊急時の対応ができる専門知識が必要と考え、子育てしながら看護師免許を取得し、その後、保育園などで看護師として勤務しました。他にも民間学童保育所に勤め、放課後児童支援員、子育て支援員の資格を取得しました。子どもを預かる知識と経験は積んだので、次のステップとなる居場所の運営資金の捻出方法を考えめぐねつつ、ちょうど断捨離の最中で娘の学生服の処分についてどうしようかと考えていたところ、TVで見た「さくらや」のことを思い出し、HPにアクセスしてみると「さくらや高松店」はお店の空きスペースを利用して障がいのある子ども達やママと赤ちゃんの居場所・子ども食堂を開き助成金に頼らずに売り上げの一部で地域支援、子育て支援をしていることを知りました。そこで中古の学生服の売り上げを運営資金に充てられるのではないかと、さらに「さくらや」はお店に訪れるお客様の様子から、困りごとが見えたり、民生委員、ソーシャルワーカー、学校の先生が学生服を買いにこられることもあるということで、様々な立場の方と一緒に子ども達の育ちを支え合えるのではないかと思います。

### Ⅲ. 実際の取り組み

そのような活動を調布にも広げていきたいと思い、研修を受け一昨年10月からスタートしました。最初は自宅を事務所と制服置き場にし、チラシを調布市内に1万枚程度配布し、ブログやFacebookなどのSNSで学生服の買取りや寄付のお願いを情報発信しました。昨年7月には「キューピー仙川キューポート」に内閣府の「子供の未来応援国民運動」の学生服回収ボックスを置かせていただき、8月には調布市社会福祉協議会に「学生服回収ボックス」を常設で設置し、売上金の一部は多世代型居場所支援に使われます。コツコツと集めた学生服類は400～500点集まり、10月からは調布駅から10分の「鬼太郎ひろば」の近くにアパートを借り店舗の準備中です。平日は、保育園で看護師として働いているので、土・日・祝に作業・販売・買取り対応をしています。

買取りや寄付の問い合わせもありますが、それ以上に購入の問い合わせが多く調布市内の中学校・高校だけでなく、都内から八王子までの国立・私立の学校の制服の問合せもいただいています。

特にコロナ禍により親の収入状態も厳しくなっているのか、私立の高校生が自ら買いに来たこともあります。アルバイトは禁止されているけれど、特例申請するつもりだと話していました。以前、私も母子家庭なのに私立に行かせてもらい、年の離れた弟が2人いたので「コートを買ってほしい」と言えなかったことを思い出しました。

また「さくらや調布店」は、調布市富士見町エリアで『まちの「つながり」プロジェクト』として、調布市・建築家・大学・地域住民・社会福祉協議会などと連携し、空き家を活用した社会的な支え合いによる拠点づくりと居場所支援を進めています。空き家の活用方法としては、子育て中の親子、子どもたち、若者、高齢者など誰でも気軽に立ち寄れる昭和時代の長屋のような場所で、人と人とが自然に繋がり合う場所を目指しています。そのような居場所で「さくらや調布店」は子育てしながらお母さんが笑顔で働けるようなお店にしたいです。居場所で世代やバックグラウンドなどの垣根を超えて交流し、みんなの心配事や困ったことを雑談の中で話すことによって、経験者からのアドバイスだけでなく、専門家や支援機関に繋がるような仕組みも整えたいです。またそれぞれの価値観をお互いに認め合うことで、斬新な発想やアイデアが生まれると思います。企業の開発担当者と繋がり新しいサービスやビジネスが生まれる可能性もあります。「わくわくした未来をつくる場所」を作っていきたいと思っています。

### Ⅳ. 実践から気がついたこと

活動し始めてまだ1年ほどですが「さくらや調布店」を必要としてくれる多くのお客様の存在と、私の活動を応援して支えてくれる方々と一緒に活動することで私自身が励まされ癒されていることを日々感じています。

### Ⅴ. 伝えたいこと

さまざまな事情で学生服を準備するのが大変な家庭もあります。以前から子どもの貧困がメディアで取り上げられていましたが、子ども達を取り巻く環境は本当に厳しく、学用品を用意してもらえない子ども達もいます。コロナ禍により厳しさは一層増していることでしょう。まだまだ学生服は足りません。ぜひ、一人でも多くの方にこの活動を知ってもらいご協力を得られれば幸いです。どうぞ宜しくお願いします。

## 生活支援体制整備事業における地域の支え合いに関する実践

北島正也（調布市社会福祉協議会）

### I. はじめに

調布市社会福祉協議会では「いつまでもすみつづけたいと思うまちづくりをめざして」という法人理念を持ち、多様な福祉の現場から地域福祉の推進を行っています。

私が担当する第2層地域支え合い推進員は、生活支援体制整備事業として2017年4月より調布市社会福祉協議会が受託しています。

第2層地域支え合い推進員は、調布市の基本計画にある小学校2～3校を1つの圏域とした福祉圏域に配置されており、私は染地小、杉森小、布田小のエリアを主に担当しています。地域支え合い推進員は、65歳以上の高齢者を基軸に、多世代が相互に交流を持ちながら、活動への参加や健康状態の保持、支え合いによる生活支援の仕組み作りが中心的な役割です。

具体的には、豊富な経験、技術を持つより多くのベテランの方々や地域活動、法人、学校、企業などの多様な立場の方々と結び、連携することで、地域がより豊かになる活動を促進しています。

### II. 動機、きっかけ

私が地域支え合い推進員になったのは、事業を開始した2017年からです。

それまでは、同じ社会福祉協議会が行う「こころの健康支援センター」に勤務していました。高齢者福祉分野では、別法人の特別養護老人ホームに勤務していたことがあります。

地域支え合い推進員の活動においては、どちらの経験も活かすことができました。

支える側と支えられる側に分けるのではなく、文字通り「支え合い」の活動を行うには、「支援を受ける人」と決めつけるのではなく、その方の持つ背景や特技に視点を持つためです。

わかりやすくお伝えすると「高齢だから」「障がいがあるから」こそ、強みに気づくことができました。

印象深い出来事としては、地域で出会った80代の方が「1人では行かれないので、お友達を誘って、ドラッグストアの特売に行ってきた」と袋の持ち手を片方ずつ持っている姿を見て、協力・協働することの意味を改めて考えたことを強く覚えています。

### III. 実際の取り組み

地域支え合い推進員の取り組みは、地域アセスメントと信頼関係づくりの2点が特に重要だと考えています。

担当する福祉圏域には、地形の性質上、坂や段差が多いこと、大規模団地では高齢者数が市内にある 101 の丁目の中で最も多い 2000 人近い高齢者が居住しています。

良い点も多くあり、サロン活動の数が多いこと。圏域内に多摩川などの河川が多いため、防災の意識が高く活動が盛んなこと、夏祭りを中心に行事へも熱心な地域です。

こうした活動に参加させていただきながら、地域の歴史や実情を教えてもらい、困りごとを抱える世帯への支援や活動を地域の方々と一緒に行っています。

取り組みの中から、「たまの手」についてお話しします。

「たまの手」は 3000 戸以上の大規模団地、多摩川住宅を中心とした“生活のちょっとした困りごとに寄り添う”生活支援サービスで、電球交換や瓶の蓋開けなどをお手伝いする有償のボランティア活動です。

活動のきっかけは、管理組合の方とのお話を通じて「うちにはこんなすごい 70 代がいる」といったことから、「ベテランが活躍する場を作りたい」でした。

私自身、サロンの活動や行事を通じ、常々地域の方の特技に驚いていたこともあり、とても素敵なお提案だと思いました。一方で、地域の仕組み作りをする立場として、単一の管理組合や自治会だけで行うのでは勿体ないように感じ、住宅内の他の号棟とも連携した形を模索したいと思いました。

そうした中で、夏祭りや防災まち歩き取り組みなどを通じて、二度のアンケート調査を実施しました。そこで、「ちょっとした生活の手伝い」「地域の見守り合い」といった内容に関心が強いことが見えてきました。

この結果をもとに、地域の方々と話し合いの場を持ち、「たまの手」の活動が実施に向かって大きく動き、準備をしていくこととなりました。

#### IV. 実践から気がついたこと

活動内容を巡っては、「手に負えないような依頼があったらどうするか」「活動は有償、無償とするか」「住宅以外の方から依頼があったら受けるか」など、私が 1 人で想像していた時以上の想定が話合われ「難しい依頼には、専門業者のリストを作って調べるお手伝いにしよう」「無償だと返って菓子折りなどを持参する方もいるので 10 分 100 円で承ろう」といった決める過程を体験し、多様な立場や肩書を持つ方のアイデアや価値観が地域をより豊かにする上で重要であることを確認することができました。

また、活動に向けた話合いを行う中で、「なんのために活動するか」という目的意識が私の認識以上に大切であることを感じるすることができました。

#### V. 伝えたいこと

地域支え合い推進員の活動を通じて、地域住民の方が「いつまでもすみづけたいと思えるまち」とは、どんなまちかを毎日考えています。

自分の押し付けになっていないか、本当に必要な活動なのか、説明ができるか、といったことに考えをめぐらせます。このような振り返りを地域の方と今後一緒にできるような仕組み作りが今後の展望であり、私の楽しみなことでもあります。

# 第二分科会

## 「地域での人とのつながり」



ファシリテーター

進藤美左（調布心身障害児・者親の会）

報告者

斉藤仁志（サイトーハウジング）

矢辺良子（保護司）

## 不動産業における福祉に関する実践

齊藤 仁志（東京都宅地建物取引業協会調布狛江支部相談役）

### I. はじめに

生活の拠点である「住まい」を扱う我々不動産業者は人々の生活に直結する業務であることを強く認識していなければなりません、しかし残念ながらその意識を持ってお客様と接している不動産業者はまだまだ少数と言わざるを得ません。

営利企業である以上効率的に利益をあげなければならず、学生や公務員、名の知れた企業に勤めているなど所謂「堅い職業」に就いている方々への接客が中心となり、それ以外の人への接客は疎かになっているということなのです。

収益のみを考える企業のトップには「福祉」の意識が非常に希薄になっているのです、われわれ不動産業者は生活そのものを提供する仕事なのです、様々な人の相談に乗ってこそ存在価値のある仕事なのではないでしょうか。

### II. 動機、きっかけ

賃貸物件に住み家賃をきちんと支払って生活をする。

当たり前に見えるこのことが出来ない人が意外に多いということはこの仕事に従事して初めて知ったことでした。

理由は様々ですが本人の性格に問題がある場合を除くとこんなことがあります。

- ・会社が倒産して仕事を失い収入が途絶えた
- ・病気をして退職を余儀なくされ収入が無くなった
- ・離婚をして広い間取りの家賃が払えなくなった

等の理由です。

この様な方々に家賃滞納を理由に退室を促すことは出来ませんが新たに部屋を探すことは非常に難しいことなのです。

また、最近特に増えてきたケースとして、居住中のアパートが老朽化により取り壊すこととなり移り先を探す高齢者の方です。勤務先が無かったり身内がいなかったり病気や障害があったりと部屋探しに大変苦勞される方々の存在を目の当たりにすることになります。

そんな方々の部屋探しをしてこそ、プロの不動産業者なのだと思うようになりました。

### III. 実際の取り組み

部屋探しに苦勞されている方々に部屋を提供する。

調布市居住支援協議会の会長をしていることもあり、これら住宅確保要配慮者の方々の話を聞き、可能な限り物件を紹介しています。

そのためには貸主である家主さんが納得・安心して契約できるようにしなければなりません。親族の方に連帯保証人になってもらえる方はあまり多くいません。それは互いの関係性に問題があり「なってもらえない」や「そもそも親族がいない」という方が多いということなのです。

一定の保証料を支払い連帯保証人となってくれる会社があります。しかし、それは金銭的な損害が発生した場合（家賃の滞納）のみの対応なのです。高齢者の紹介では部屋で亡くなっていた場合のことを家主さんは心配されます。

今では「孤独死」が年齢を問わず社会問題になっています。これだけ高齢化や核家族化された社会では致し方のないことなのです。問題は部屋に残された遺品の処分費用なのです。それらが家主さん負担となれば誰も貸してくれません。そこで契約時に加入頂く「家財保険」に「遺品整理費用」を組み込むこととしました。これは我々の加盟する東京都宅地建物取引業協会が設立に関わった保険会社で作ることが出来ました。

事情があって仕事に就いていないが働く意欲のある人、今後も仕事には就けないと思われ人、それらは本人との面談においてじっくり話をします。

最終的には面談の末、自社が連帯保証人となり賃貸借契約を結ぶという仕組みを作りました。

#### IV. 実践から気がついたこと

住宅確保要配慮者との契約に不安を抱く多くの家主さんは「最終的にサイトーハウジングさんが責任取ってくれば良いですよ」と言われます、つまり「何か有ったと時に誰かが動いてくれる」ということが明確であれば安心なのです。

さまざまな意味で法律により入居者は守られています、家賃の滞納や多少の迷惑行為だけでは賃貸借契約を解除して退室させることは出来ない今、家主さんのリスクは増えているのです。

さらに、家賃も下がり礼金敷金も以前のように受け取る事の出来ない時代の賃貸経営は不安が尽きません、そこから「空き家が増える」ということと住宅確保要配慮者からすると「部屋が探せない」という矛盾した現象が起こっているのです。

調布市にもさまざまな活動をされている方々がいます、その方々と連携を取ることが出来ればこの矛盾にも解決策が生まれてくるものと思います。

行政が進める「空き家対策」と「居住支援対策」はこの「連携」が出来るか出来ないかにかかっているのだと強く感じています。

## 保護司における対象者面談に関する実践

矢辺 良子（保護司）

### I. はじめに

「福祉実践フォーラムの分科会で報告してほしい」というお話を頂いた時は正直戸惑いました。私個人の保護司としての経験が、福祉に関わるみなさんのお役に立てることがあると伺った事と、更生保護に対する理解と協力を得る機会と思い、ご報告させて頂きたいと思いました。自分の経験を通じて気づいた事、感じた事などを皆様と共有し、お互いの活動が有機的に連携していければと思います。

### II. 動機、きっかけ

私が保護司になったのは平成15年です。知人から薦められたのがきっかけでした。保護司をしていた母親に相談したところ「人さまからお声が掛かった時は、出来ると思ってお声を掛けて下さるのだから、してみなさい。そして叱られていらっしゃい」と言われた事と、私も母と同じ社会貢献をしたいと思い引き受けさせて頂きました。それから約18年間、保護司としての活動を続けています。

### III. 実際の取り組み

保護司は犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアです。主な活動は、保護観察を受けている人と面接を行い指導・助言をすること、刑務所や少年院に入っている人の帰住先の生活環境を調整すること、犯罪を予防するために普及活動を行うことをしております。保護観察面談は月2回実施します。面接を実施するのは概ね自宅ですので、家族の理解・協力が必要となります。しかし、保護司には守秘義務が課せられているので家族に詳しい話をする事はできません。

保護観察する際に身元引受人が必要となります。事前に生活環境調整で身元引受人として適任なのか、また様々な問題を抱えている対象者さんを受け入れる覚悟があるかを確認します。引受人さんとは連絡を密に取り、再犯させない生活環境を維持していきます。再犯をさせない環境を作る事が重要だと思うからです。

対象者さんには、保護司には守秘義務がある事をお伝えし、聞かれた事には何でも話して下さいと話します。まず話を聴き、何でも話せる雰囲気を作り、信頼関係の構築から始めます。それは会話の中から、観て察せる様にする為です。また被害者の立場に立って考える事も促します。定期的な面接を通じて良い変化にも悪い変化にも気づく事ができます。生活面の安定と、就労・就学の指導をし、社会復帰の手助けをします。その事が再犯防止に繋がると思っています。

#### IV. 実践から気がついたこと

これまで私が保護司として活動するなかで、以下のことを特に心がけて関わるようになりました。

- ① 嘘をつかないこと ②ほめること ③友だちを否定しないこと ④相談すること

##### ① 「嘘をつかないこと」

周囲の人間から裏切られたり、嘘をつかれたりした経験を持つ彼らにとって、誠実で信用できる大人との関わりは社会復帰に向けて必要不可欠だと思います。「嘘をつかない」というのは対象者さんと関わる上で最低限のルールです。

##### ② 「ほめること」

対象者の方たちは、その成長過程で上手く出来た時等で「ほめられる」経験が少ないと感じます。小さな出来事、所作、気遣いなど良い変化に気づいた時に「よくできたね」「変わってきたね」とほめるようにしています。面接を通して自己有用感を感じる機会を多くする事を心がけています。

##### ③ 「友だちを否定しないこと」

対象者さんとの間で共犯の友人関係についてよく話をします。まず友達を否定しない事を心がけています。対象者の方たちに「悪友との関わりを絶つように」という助言をすることが多いようですが、私はそういう言い方はしないようにしています。「悪友」という捉え方は一方的で、対象者の方たちにとっては「よい友だち」のことだってあるのです。罪を犯した人もその友だちも両方とも良くなるようにという関わりを心がけています。罪を犯した人が変われば、その友だちも変わるかもしれないのです。

##### ④ 「相談すること」

面接のなかで「最近こんなことに困っちゃって・・・」など、あえてこちらから相談をします。相談すると一緒に真剣に考え、良いアドバイスをくれることがあります。「誰かの役に立てた」という経験が、生きていく自信につながることもあると思います。

#### V. 伝えたいこと

私は、対象者さんに「あたりまえの社会生活」が出来る様になって頂き、「社会復帰」させる事が重要だと考えながら保護司活動をしています。しかし現状では、社会復帰する為に、引受人がない、住居がない、就労・就学が出来ない等々多くの問題があります。社会の中での立ち直りを助けるためには、地域の方々から、更生保護に対する理解と協力を得る事が必要不可欠です。これは犯罪や非行のない「誰もが暮らしやすい社会づくり」を目指す事にもつながると思っています。



い、基本的な「公助」が前提であるという考え方には、メリット（利点）があるのに、なぜそれが上手く社会の中で実現しないのかについてお話されていたかと思います。その中でも「働くこと（労働）」への「動機づけ」が弱まるのではないかという懸念が存在しているからだ、という指摘になるほど・・とうなずく部分もありました。

しかし、僕は安心して暮らせる安定した基盤がありさえすれば、人はさまざまな事にチャレンジ（挑戦）できるのではないかとも思っています。平野先生のお話の中でハッと知り知ったことの一つが、虐待問題の背景についての部分でした。虐待している家族が当事者を手放さない、その結果、虐待が隠蔽されたまま家族全体の収入源となっているという現実についてでした。以前、老齢年金をめぐって消えた100歳問題が話題になりましたが、それと同じような高齢者の年金をあてにしていた家族を思い出します。その意味で家族の生活それ自体が不安定であることによって、家族構成員（メンバー）が自由になれない、家族に縛り付けられてしまうという逆な意味での虐待問題も生まれてくるという構造的な問題を実感しました。ベーシックインカムの議論は、経済保障、社会連帯、スティグマの解除、誰もがこの社会の中に存在して良いのだという存在承認の肯定、このような問題意識が「連帯のモデル」として生まれていかなければ、社会の認識も変わっていかないのではないのでしょうか。その意味で、基調講演で提案された内容は非常に刺激的で示唆に富む視点の提起だったと思います。

また、労働の問題（labor とか work とか action）や、我々の活動が生きていく「生き方を含めた生きがい」として、さらに、生命を維持するためだけの労働ではなく自分の存在を主張し、自己実現に向けて、自己承認を満ちし、増加させていくために労働（labor/work）があ

る。さらに「労働」は、社会と関わっていくための「活動（action）」なのだという指摘。そして、そのような活動をとおして、私たちの存在が社会変革と関わる行為になるというところにまで視野を広げていけたらと、私たちの働き方の本質を考える良い機会だったと思います。

そして、基調講演の底流に存在するキーワードは「（相互）連帯である」ということを僕は再確認しました。最後に社会福祉のプロフェッショナルとは何かを問うために今回の「ベーシックインカム」の議論はインパクトのある考えるヒントを与えてくれたと思いました。厳しい現実を変えるためには個人の生き方を含めた未来への社会的展望が必要不可欠である。私たちは、そのために福祉の利用者の「生きようとする姿」と真剣に向き合うことで生まれる連帯や信頼関係を梃子にしない限り、福祉実践のプロとしては呼べないのではないかと平野先生はメールを送ってくださったのだと思います。自己責任ではなく共に生きていける社会（共生社会）をどのように今から作っていくのかを自らそして社会に向けて「問うこと」こそが、福祉のプロフェッショナルとしての私たちの立ち向かうべき課題だと考えることができました。

## 分科会

第一分科会の平野さんは学生服のリユースをツールにしながら世代間交流や居場所づくりに取り組んでいました。北島さんからは支え合い推進員として高齢者との関わりから、「たまの手」活動をツールとして住民とのつながりを活性化し、その可能性を開いていくという話を伺いました。第二分科会の斉藤さんから、人は住まい（安定した場所）がなければ地域（コミュニティ）で安心して暮らしていけないというお話がありました。日本でも「居住福祉」という言葉が言われて久しいのですが、今回改めてその視点が未だに不十分であったことを確認でき

たように思います。矢辺さんからは、保護司の活動として保護観察期間にきちんと丁寧な面接をして信頼関係を作りつつも、実はその犯罪を犯した本人が社会の中で被害者への思いを忘れずに更生していくプロセスを支えていく為には、住まいや就労・就学が可能な社会環境が大切であるということでした。そのためにも更生保護の取り組みに対する社会の側の理解と協力がとても必要であるにご自分の経験から実感を込めてお話されたことに僕はとても深い感銘を受けました。保護司の方から直接お話を伺ったのは、僕は初めてでした。以前、第2回目のフォーラムで福祉施設化している刑務所内の実態を刑務官の方から基調講演をしてもらいました。その時、福祉の学びと視野をもっと広げて、司法の視点から累犯障がい者等の問題も含めて福祉問題を考えることで地域社会の中で犯罪を犯した方たちの社会定着（更生保護）には「福祉の力」がとても重要であると学ばせていただいたことを思い出していました。

### 全体を通して

基調講演と分科会の内容の全体をふまえて、見えてきた必要な課題は、「生活基盤の安定化・連帯・信頼・居場所」というこの4つのキーワードだと思いました。「コロナ禍」の社会だからこそ今改めて人と人とが「つながり・集い・交わる」ことの意味の深さを感じられたように思います。

僕は、ベーシックインカムとは「衣・医・食・職・住、そして家族と仲間」という生活基盤を支えるものだと思っています。つまり、私たちの健康で文化的な生活権の基本には、衣生活、それから医療保障、食べて行くためには仕事（職）と、安心して暮らせる場所（住まいと居場所）が必要だし、家族や仲間という豊かな安定した人間関係がなければ地域では暮らしていけないものだと考えています。

今回のフォーラムでは、改めて「衣・医・食・職・住・家族・仲間」をめぐる日常（暮らし）を維持することの大切さや重要性を再認識させられる機会になったのではないかと思います。

基調講演、実践報告（分科会）で一人ひとりの報告を受けながら、本当は対面形式でリアルに実施し、質疑応答もしたかったなと思います。今日の一人ひとりのお話は、明日からの「私たちの福祉実践」を前に強く推し進めていけるように背中を押してくれたし、とても良い様々な考えるヒントを与えてくれたのではないかと思います。

最後に、オンラインでの福祉実践フォーラムのきめ細やかな準備を担当して下さった「人材育成センター」のスタッフ、フォーラム実行委員、そして分科会での報告者、ファシリテーター、基調講演を引き受けて下さった平野先生には心より感謝を申し上げたいと思います。今日の「学び」を導き手として私たちは、明日からの福祉実践のたゆみない歩みを続けて行かねばならないのだと思いました。

以上でまとめの報告を終わります。

## 第4回ちょうふ福祉実践フォーラム実施概要

- (1) 開催日時 令和3年2月14日(日) 13:00～17:45
- (2) 会場 調布市こころの健康支援センター(オンライン)
- (3) 主催 社会福祉法人調布市社会福祉協議会 調布市福祉人材育成センター
- (4) 対象 福祉に興味のある方
- (5) 目的 実践報告を通じて、福祉実践の理念や価値に基づく知識や技術を参加者が学びあうことを目的とする

### (6) 内容

#### ① 基調講演

基調講演	「多様な人たちが生きていける社会とは～コロナがもたらした社会問題を手がかりに～」
講師	平野 方紹(立教大学コミュニティ福祉学部)

#### ② 分科会(事前録画)

分科会	第一分科会 「暮らしを支える地域活動」	第二分科会 「人と人をつなぐチャレンジ」
ファシリテーター	小幡 真也 (医療法人社団桐光会フロリール調布)	進藤 美左 (NPO 法人調布心身障害児・者親の会)
報告	平野 玲奈 (さくらや調布店)	斉藤 仁志 (東京都宅地建物取引業協会 調布市狛江支部相談役)
報告	北島 正也 (調布市社会福祉協議会)	矢辺 良子 (保護司)

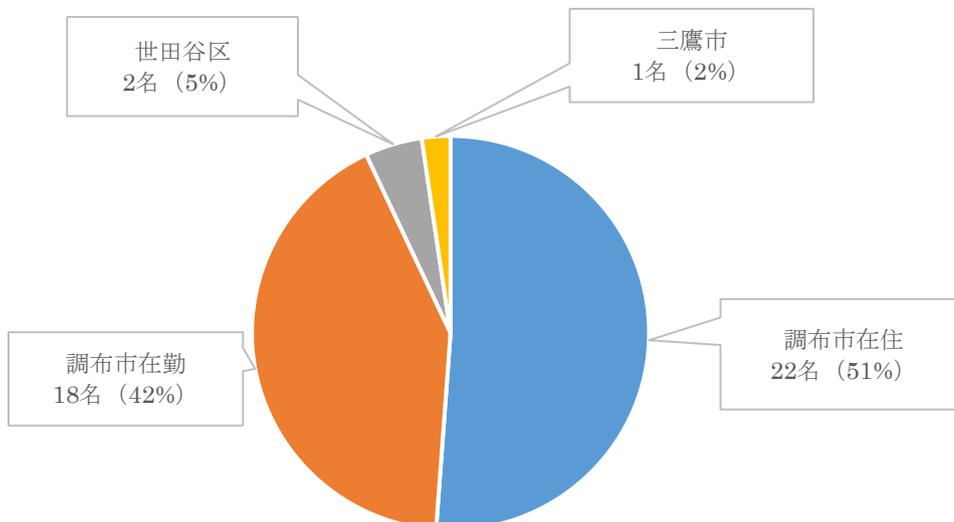
#### ③ まとめ

テーマ	「まとめ」
講師	結城 俊哉(立教大学コミュニティ福祉学部)

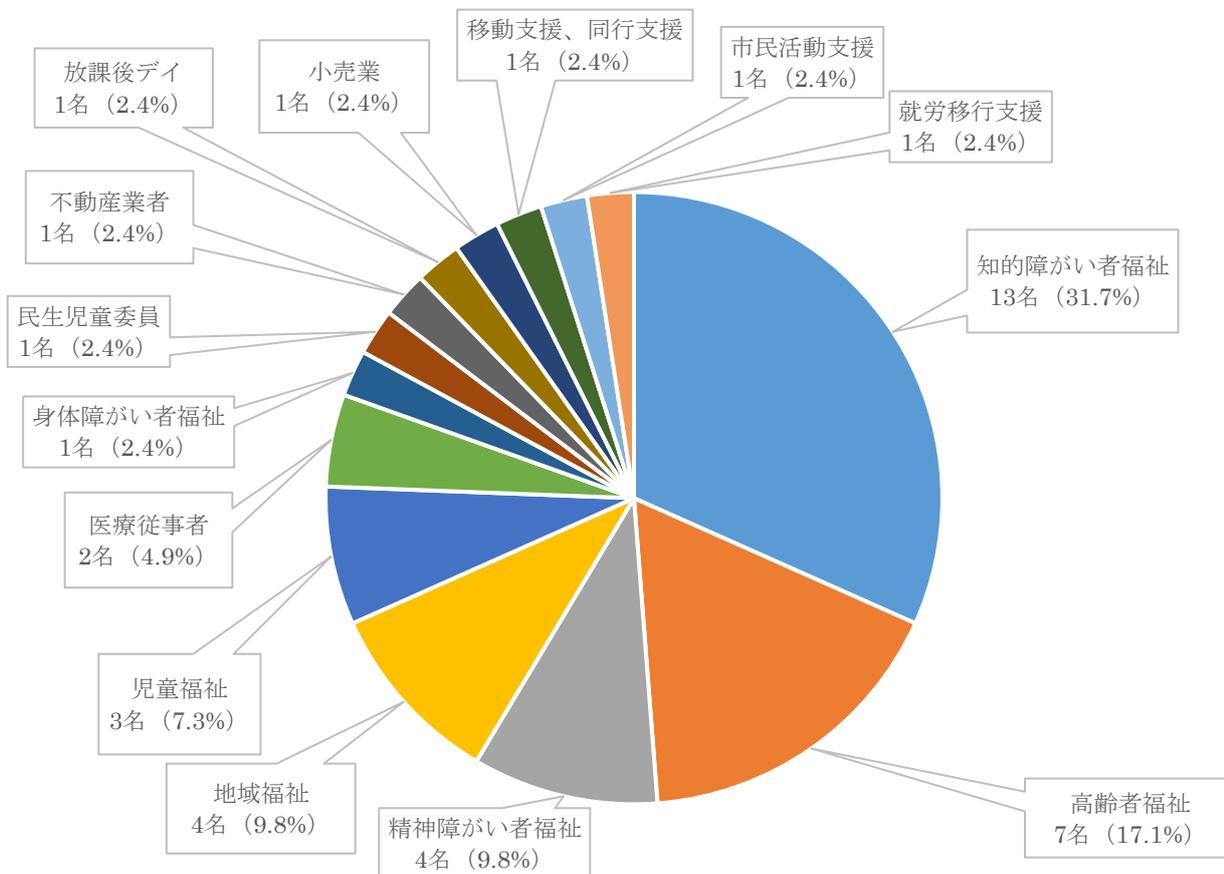
- (6) 参加者数 107名 (ライブ配信: 21名、オンデマンド配信: 86名)

(7) 参加者概況 (43名の回答)

① 住まい



② 属性 (41名の回答)



## 第4回ちょうふ福祉実践フォーラム企画会議メンバー

※敬称略

氏名	所属
結城 俊哉	立教大学コミュニティ福祉学部（調布市福祉人材育成センター運営委員長）
伊藤 文子	調布訪問看護ステーション（調布市福祉人材育成センター運営副委員長）
小幡 真也	医療法人社団桐光会 フロリール調布
進藤 美左	NPO法人調布心身障害児・者親の会
名古屋 一	NPO法人ファーストステップ
嵐 祐子	調布市こころの健康支援課
大光 加奈子	調布市こころの健康支援課
細谷 純	調布市こころの健康支援課

### (1) 企画会議

- 第1回 令和2年 7月22日（水） 参加者：9名（元メンバー参加有）  
 第2回 令和2年 8月24日（月） 参加者：8名  
 第3回 令和2年 9月28日（月） 参加者：8名

### (2) 基調講演打合せ（講師＋職員）

- 第1回（ZOOM） 令和3年1月12日（火） 参加者：3名

### (3) 各分科会打合せ（報告者＋ファシリテーター＋職員）

- 第1分科会 第1回 令和3年 1月15日（金） 参加者：4名  
 撮影 令和3年 1月23日（土） 参加者：4名  
 第2分科会 第1回 令和2年12月14日（月） 参加者：4名  
 第2回 令和2年12月21日（月） 参加者：3名  
 撮影 令和3年 2月 1日（月） 参加者：4名

